

議 長 日程第1「議案第26号松田町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。議会定例会2日目、何とぞよろしくお願いたします。

なお、今日、教育長さんのほうは、神奈川県の方の役職で会長を務められているということで、どうしても外せない予定があるということで、今日は欠席させていただいておりますので、御了承のほうをよろしくお願いをいたします。

議案第26号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年6月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、議案第26号松田町税条例の一部を改正する条例につきまして御説明をさせていただきます。本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして条文の整備を図るものでございます。

改正の内容でございますが、道路交通法の一部を改正する法律、道路運送車両保安基準の一部を改正する省令により、原動機付自転車のうち一定の要件を満たす電動キックボード等を対象とする新たな車両区分として特定小型原動機付自転車が定義されました。このことに伴いまして、軽自動車税における3輪以上の特定小型原動機付自転車に係る種別割区分の見直しを行うものでございます。

恐れ入ります。議案を2枚おめくりいただきまして参考資料1の新旧対照表を御覧ください。第29条で軽自動車税の種別割の税率を規定しております。左側、改正案の中段、第29条第1号エを御覧ください。こちらは原動機付自転車のミニカーの区分についての規定でございます。このミニカーは、原則3輪以上の原動機付自転車が対象となりますが、1行目以降の括弧内にミニ

カーとして適用を除外するものが規定されております。その適用を除外するものとして、下線部分でございます。道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を追加いたします。これによって、ミニカーの区分から3輪以上の特定小型原動機付自転車を除外することとなります。そして、今回は改正はございませんので略という表記になっておりますが、アとして原動機付自転車の50cc以下の区分の規定がございます。その中にエに掲げるものを除くという規定がございますので、ミニカーの区分から除外された3輪以上の特定小型原動機付自転車、いわゆる一定の要件を満たす電動キックボード等は50cc以下の種別割の区分を適用することとなります。

恐れ入ります。1枚お戻りいただきまして、議案の2枚目、改正文を御覧ください。中段の附則でございます。第1項施行期日につきましては、改正道路交通法の施行日と同日の令和5年7月1日から施行するものでございます。第2項は適用となる期日とそれ以前の取扱いについて定めております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第26号松田町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長 暫時休憩します。午前9時15分より大会議室において議会全員協議会を開きますので、議員及び町長ほか関係職員は御参集くださるようお願いいたします。

(9時06分)